



2024年3月1日

各 位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 植田 俊
(コード番号 8801 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 平原 秀人
(TEL. 03-3246-3155)

定款の一部変更（取締役の任期変更）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、2024年6月27日開催予定の当社第112回定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものがあります。

ただし、2023年6月29日開催の第111回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 3 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 3 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	定款変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 21 条の規定にかかわらず、2023 年 6 月 29 日開催の第 111 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025 年 3 月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 27 日 (予定)

定款の効力発生日 2024 年 6 月 27 日 (予定)

以 上